

法人全体をカバーする

全国老人保健施設協会正会員の皆様へ

サイバーリスク保険 (情報漏えい損害補償制度) 2026

サイバーリスクに起因して発生した各種損害を
1つの保険で包括的に補償します。



団体保険契約者



公益社団法人全国老人保健施設協会
Japan Association of Geriatric Health Services Facilities

取扱代理店

株式会社全老健共済会

引受保険会社

幹事会社 東京海上日動火災保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

保険期間

2026年4月1日午後4時
～2027年4月1日午後4時

見積り依頼締切日 2026年2月20日（金）

加入手続き締切日 2026年3月13日（金）

※以降の中途加入は原則として毎月20日締め切り、
補償期間は翌月1日からとなります。

【ご注意】

本保険は法人全体でのご加入となります（施設単位でのご加入はできません）
施設担当者の方は、法人本部ご担当者と連携の上、加入をご検討いただけますようお願いいたします。

サイバーリスク保険 (情報漏えい損害補償制度)加入のおすすめ

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、法人全体でご加入いただける全老健正会員用団体保険制度「サイバーリスク保険(情報漏えい損害補償制度)」の2026年度パンフレットが完成いたしましたのでご案内申し上げます。

昨今の報道にもありますように、サイバー攻撃をビジネスとして展開する組織化された専門集団が現れており、このような集団が攻撃ツールを用いて、技術的脆弱性のあるシステムや機器を利用している企業、病院、施設等に対して、無差別に攻撃を行っている現状があります。昨年末、日本航空、三菱UFJ銀行、みずほ銀行等がサイバー攻撃を受け、システムに不具合が起きたと発表したことは記憶に新しいと思います。

また、現在、医療・介護施設等ではICT化による業務の効率化・職員の負担軽減が、人材の獲得、定着の大きなポイントになっており、「医療介護DX」の推進は必要不可欠です。

それに伴い、医療・介護施設内の様々なシステムをインターネットに接続するため、サイバー攻撃を受けるリスクは格段に高まります。

「うちのような老健施設は攻撃にあわないだろう」という思い込みは、今や極めて危険な考え方であり、もはや対岸の火事では済まされないのが現状です。

当協会では、老健施設のサイバーセキュリティ対策の実態を把握する必要があると考え、2023年に本領域で実績のある一般社団法人医療ISACと共に調査を実施しました。調査結果では、6割以上の施設ではサイバーリスクへの脅威を感じている一方で、セキュリティ対策が充分にできていない現状が医療分野における同種のアンケート結果同様に示されました。また、多くの施設においてサーバーリスク保険に加入していないことも明らかになりました。

万が一、サイバー攻撃で情報漏えい事故が発生すると多額のコストが発生すると想定されることからも、リスクファイナンスとして本保険が会員施設の安心の一助となれば幸いでございます。

2026年1月

公益社団法人全国老人保健施設協会会長

東 憲太郎





もしもサイバー攻撃が起こったら

事故対応プロセス(例)

ケース
スタディ
(架空)

事故・被害：標的型メール攻撃により、院内PC10台がマルウェアに感染。取引先の機密情報および患者の個人情報約60,000件が流出
経緯：セキュリティ運用管理会社に情報流出の可能性を指摘され発覚。その後本格調査に乗り出し、事故・被害の全容を把握

求められる対応	検知	初動対応	対応	事態収拾	再発防止計画
	・検知内容の精査	・影響の調査 ・影響箇所、範囲の特定 等	・ログ収集 ・証拠保全 ・原因、被害調査 ・バックアップ復元 等	・見舞金 ・広報対応 ・弁護士費用 等	・再発防止のための各種施策(技術対策、教育、ルール作り等)の計画策定
想定費用	(社内で対処)	約500万円	約3,000万円	約4,000万円	約500万円

※上記金額はあくまで想定です。個社の状況、事故の内容、対応業者等により金額は変わります。



2022年4月施行改正個人情報保護法について

改正法施行後、個人情報の漏えいが発生した場合、事業者には、**個人情報保護委員会・被害者本人への報告・通知義務**が生じます。

被害の原因、範囲特定のための調査には
パソコン1台当たり100万円程度かかることも…



サイバー攻撃の被害を受けると
複数の事故対応と多額のコストが発生します。

補償拡充タイプをオススメしています

安心
POINT

費用に関する補償について、高めの支払限度額(3,000万円)を設定。
サイバー攻撃の発生時に要する対応費用やセキュリティ事故の再発防止のために支出する費用に加え、コンピュータシステムが損傷した場合の修理費用等を補償。多額の費用発生時も安心!

担保項目	賠償責任担保部分		費用損害担保部分	
	支払限度額 (1請求・保険期間中)	免責金額 (1請求)	支払限度額※1 (1事故・保険期間中)	免責金額 (1事故)
加入タイプ				
補償拡充タイプ	1億円	10万円	3,000万円	なし

お得
POINT

補償拡充タイプの場合は、「サイバーリスク保険ご質問書」にお答えいただくと、法人のリスク実態に応じて、**リスク評価割引最大60%**の適用が可能です。
詳細は取扱代理店までお問い合わせください。

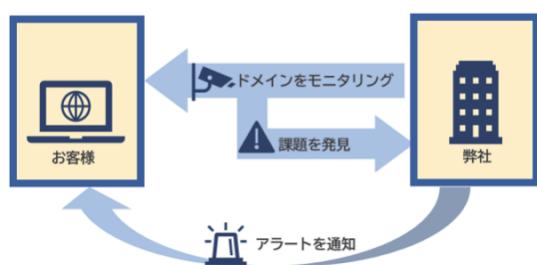
※1 費用損害担保部分の支払限度額はサイバーセキュリティ事故対応費用全体の支払限度額となります。お支払いする保険金の種類によっては、個別の支払限度額や縮小割合が設定されているものもございますので詳細はP.4をご確認ください。

2025年度～「サイバーリスク・モニタリングサービス」の新設

補償拡充タイプのご加入者限定でご利用いただける「サイバーリスク・モニタリングサービス」を新設。

本サービスでは、お客様の所有するドメインを外部から定期的にモニタリングし、特に早期に対処すべきと考えられるセキュリティ上の課題を発見した場合に、お客様に対してアラート通知を行い、一般的に推奨される対応策について情報をご提供します。

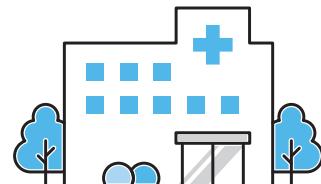
※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。





被害想定

情報漏えい事故の賠償金額および負担する費用例



病床数数百の大規模病院の情報漏えい事故

想定事例

病院に入通院した患者約1万人の名前や病名が書かれた医療情報(氏名、住所、年齢、性別、病名、症状(精神疾患を含む)、病歴、服薬指導の回数等)がインターネット上に流出。公表や謝罪が遅れるなど、病院側の対応に不適切なところがあり、訴訟参加率^(※2)や社会的非難が高まった。

情報漏えい事故発生！

病院に入通院した患者約1万人の名前や病名が書かれた医療情報がインターネット上に流出

対応窓口開設

- 緊急対応電話設置・電話によるお詫び対応・専用HP作成 300万円 費用損害部分

原因究明

- 事故調査・緊急対応委員会発足・外部専門家の採用 500万円
- サーバーへのアクセス履歴(ログ)の分析 200万円
- 弁護士への相談費用 100万円
- セキュリティコンサルタントの採用 200万円

費用損害部分

情報漏えい対象者への対応

- 詫び状、お詫びの品・金券の送付 1,200万円 費用損害部分
(金券1,000円+郵送代・封筒代・宛名記入等諸経費200円) ×漏えい人数10,000人 = 1,200万円

被害者の会による損害賠償請求訴訟提起！

損害賠償金の支払

- 損害賠償額 6,600万円 賠償責任部分
損害賠償額^(※1) 132,000円 ×漏えい人数10,000人 ×訴訟参加率^(※2) 5.0% = 6,600万円

賠償責任部分

再発防止策検討

- 調査・準備 500万円
- 管理体制リスク調査及び改善策策定 200万円
- システム監査 100万円
- サーバー・ネットワークの脆弱性検査 100万円

費用損害部分

想定被害総額

1億円

上記の被害金額の全てが損害保険契約で保険金のお支払い対象となるわけではありません。

損害賠償額、緊急対応費用等の算出にあたってはNPO法人日本ネットワークセキュリティ協会の「2003年度情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」を参考にしています。

※1 損害賠償額の算出は、情報の基本数値500円にプライバシー性、経済的損失可能性、本人特定容易性、企業の社会的責任度合、事後対応の善し悪しを勘案した係数を乗じる上記報告書の算定モデル式を使用。

※2 個人情報漏えいの被害者(漏えい人数)のうち、訴訟を起こす人の割合。この割合は、情報漏えいによる精神的苦痛度合、経済的損失度合、事故の形態、企業等の事後対応の善し悪し、等により異なります。



補償拡充タイプをおすすめいたします!

①支払限度額の拡大

▼ご加入タイプ

担保項目 加入タイプ	賠償責任担保部分		費用損害担保部分	
	支払限度額 (1請求・保険期間中) (*1)	免責金額(1請求)	支払限度額 (1事故・保険期間中) (*1) (*2)	免責金額
Aタイプ	3,000万円	10万円	300万円	なし
Bタイプ	5,000万円	10万円	500万円	なし
Cタイプ	1億円	10万円	1,000万円	なし
補償拡充タイプ	1億円	10万円	3,000万円 (*3)	なし

オススメ



(*1) 賠償責任担保部分でお支払いする保険金のうち、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した賠償責任担保部分の支払限度額（1請求・保険期間中ごとの設定）が限度となります。また、賠償責任担保部分でお支払いするすべての保険金を合算して、ご加入時に設定した賠償責任担保部分の支払限度額（保険期間中）が限度となります。この保険契約においてお支払いする保険金の額は、賠償責任担保部分・費用損害担保部分およびその他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、保険証券総支払限度額を限度とします。保険証券総支払限度額は、賠償責任担保部分の支払限度額（保険期間中）と同額となります。

(*2) すべての費用損害担保部分に対する保険金を合算して、上記表記載の費用損害担保部分の支払限度額が限度となります。については、支払限度額1事故・保険期間中の部分が、1請求・保険期間中となります。見舞品購入等の個人情報漏えい見舞い費用および法人見舞い費用については被害者1名につき1,000円、被害法人1法人につき5万円が支払限度額となります。再発防止費用は縮小支払割合90%となります。

(*3) 訴訟対応費用および緊急対応費用は1,000万円となります。緊急対応費用は縮小支払割合90%を適用します。

②補償の拡充

▼お支払いする保険金の範囲

保険金の種類		補償拡充タイプ 賠償責任保険普通保険約款 + サイバーリスク特別約款	A・B・Cタイプ 賠償責任保険普通保険約款 +サイバーリスク特別約款 + 情報漏えいリスク限定担保特約条項
賠償責任 担保部分	費用損害 担保部分		
法律上の損害賠償金		○	△
争訟費用		○	○
協力費用		○	○
緊急対応費用		○	×
サイバー攻撃対応費用		○	○
原因・被害範囲調査費用		○	○
相談費用		○	○
その他事故対応費用		○	○
再発防止費用		○	○
訴訟対応費用		○	○
コンピュータシステム復旧費用		○	○

●保険をお支払いできない主な場合については、10ページをご参照ください。また、詳細は契約者である団体の代表者にお渡してあります保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら保険取扱代理店までお問い合わせください。

●個別特約の付帯やフリープランでのご加入も可能です。また、保険料は法人ごとに個別算出となります。本制度の手続き要領については11ページ・12ページをご参照ください。

(*)メール送受信等賠償責任担保特約条項にて、ホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務に伴い発生したコンピュータ・ウィルス感染等による他人の事業の休止・阻害等の賠償責任は補償します。



「サイバーリスク保険」(情報漏えい損害補償制度)の内容

● 保険金をお支払いする損害

賠償責任担保部分^(注1)

- (1) 補償拡充タイプ: 賠償責任保険普通保険約款 + サイバーリスク特別約款（賠償責任担保条項）
- 次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。（※1）（※2）
- ① ITユーザー行為に起因して発生した次のいずれかの事由（②および③を除きます。）
ア. 他人の事業の休止または阻害
イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。）
ウ. アまたはイ以外の不測の事由による他の人の損失の発生
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信（記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを除きます。）によって生じた他人の著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の侵害（以下「人格権・著作権などの侵害」といいます。）ただし、②を除きます。
- (2) A・B・Cタイプ: 賠償責任保険普通保険約款+サイバーリスク特別約款
（賠償責任担保条項）+ 情報漏えいリスク限定担保特約款
- 情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します（※1）（※2）
- （※1）保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。
- （※2）日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。

法律上の損害賠償金



法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受け保険会社の同意が必要となります。

争訟費用



損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受け保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）

協力費用

引受け保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受け保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

（注1）

損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。賠償責任担保部分の費用については、合計額に対して、保険金をお支払いします。保険金のお支払い方法については、P.4 記載の（※1）をご確認ください。

（注2）①訴訟対応費用以外の費用

保険金をお支払いする場合

事故対応期間（被保険者が最初にセキュリティ事故および風評被害事故を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間）内に生じた上記記載の費用（その額および用途が社会通念上、妥当であるものに限ります。）を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限ります。※緊急対応費用については固有のお支払条件があります（P.4（※3）ご参照）。

（セキュリティ事故とは）

【補償拡充タイプ】上記、賠償責任担保部分の「（1）補償拡充タイプ」に記載の①②③の事由や、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他人のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃をいいます。ただし、緊急対応費用およびサイバー攻撃対応費用については、記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステム（他のためのコンピュータシステムを除きます。）に対するサイバー攻撃のおそれを含みます。

【A・B・Cタイプ】次のものをいいます。ただし、イのサイバー攻撃のおそれは、サイバー攻撃対応費用についてのみ含まれるものとします。

ア. 情報の漏えいまたはそのおそれ

イ. 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のうち、アを引き起こすおそれのあるもの

（風評被害事故とは）セキュリティ事故に関する他人のインターネット上の投稿・書き込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをおいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

（お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額）

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、各費用固有の支払限度額を限度に保険金としてお支払いします。

※すべての費用損害担保部分に対する保険金を合算して、P.4の費用損害担保部分の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。

※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、賠償責任担保部分の「支払限度額（保険期間中）」が限度となります。

補償拡充タイプ：サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故）

その他事故対応費用



サイバー攻撃対応費用

セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報（※3）によって発見されていたときに支出する費用に限ります。

- コンピュータシステム遮断費用
- サイバー攻撃の有無確認費用



訴訟対応費用

次の費用のうち、この保険契約において保険金支払いの対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。

- 記名被保険者の使用者の超過勤務手当または臨時雇用費用
- 記名被保険者の役員・使用者の交通費または宿泊費
- 増設コピー機のリース費用
- 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用
- 意見書・鑑定書の作成費用
- 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用

再発防止費用

同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます（※4）。ただし、人格権・著作権等の侵害による損害の再発防止のために支出する費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用、コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。

費用損害担保部分^(注2)

対応費用担保条項 A・B・Cタイプ：サイバーリスク特別約款（サイバーセキュリティ事故対応費用担保条項）+情報漏えいリスク限定担保特約条項

- 人件費
- 交通費・宿泊費
- 通信費・コールセンター委託費用等
- 個人情報漏えい通知費用
- 社告費用

○個人情報漏えい見舞費用

○法人見舞費用

○クレジット情報モニタリング費用

○公的調査対応費用

○損害賠償請求費用



*各費用の詳細についてはP.7をご確認ください。

緊急対応費用^{(*)5) (*6)}

補償拡充
タイプにのみ付帯!

サイバー攻撃のおそれの発生時に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要かつ有益な次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象が発見されており、かつ、その事象に基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかつた場合にその対応に要した費用に限ります。

- A. コンピュータシステムの遮断対応を外部委託するための費用^(*)7)
- I. サイバー攻撃の有無を判断するために外部機関へ調査を依頼する費用^(*)7)
- ウ. サイバー攻撃のおそれの原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全にかかる費用
- エ. サイバー攻撃のおそれに対応するために直接必要な弁護士報酬^(*)8)、コンサルティング費用^(*)9)

コンピュータシステム復旧費用

次の費用をいいます。^(*)4)なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。

A. データ等復旧費用

セキュリティ事故により消失、破壊、改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作または再取得にかかる費用

イ. コンピュータシステム損傷時対応費用

セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。)が発生した場合に要した次の費用

(ア) コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(移動電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通常回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用

(イ) 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用(敷金その他賃借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。)ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用(付随する土地の賃借費用を含みます。)および撤去費用

相談費用

*各費用の詳細についてはP.7をご確認ください。

セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。^(*)4)

- 弁護士費用
- コンサルティング費用
- 風評被害拡大防止費用



原因・被害範囲調査費用

セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。

A・B・Cタイプに付帯!

メール送受信等賠償責任担保特約条項

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務・電子メールの送受信業務に伴い、次の事由により発生した他人の事業の休止・阻害、プログラム・データの滅失・破損または人格権侵害等に起因する賠償責任を補償する特約です。

- ①コンピューター・ウイルスの感染
- ②他者による不正アクセス
- ③被保険者が電子メールで発信したプログラム・データのかし

[支払限度額・免責金額]

「賠償責任担保部分」と同じ(共有)

【保険金をお支払いしない主な場合】

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- a. ソフトウェア開発・プログラム作成
- b. 対象業務の履行不能・履行遅滞
- c. 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡したコンピュータシステムの不具合
- d. 被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託したコンピュータシステムの不具合

②訴訟対応費用

保険金をお支払いする場合

この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用(その額および使途が社会通念上、妥当であるものに限ります。)を負担することによって生じた損害を補償します。保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります。

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額

損害額に縮小支払割合を乗じた金額を、各費用固有の支払限度額を限度に保険金としてお支払いします。

※すべての費用損害担保部分に対する保険金を合算して、P.4の費用損害担保部分の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。

※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、すべての保険金を合算して、賠償責任担保部分の「支払限度額(保険期間中)」が限度となります。

●詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

(*3) 次のいずれかをいいます。

ア. 公的機関(サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)からの通報

イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

(*4) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。

(*5) A・B・Cタイプでは補償対象外です。

(*6) サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(東京海上日動の緊急時ホットラインサービス(P.9 参照)を含みます。)にその事象についてご連絡いただく必要があります。ご連絡がない場合は、その事象を最初の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。

(*7) サイバー攻撃対応費用に該当するものを除きます。

(*8) 保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬を除きます。

(*9) セキュリティ事故の再発防止に関するコンサルティング費用を除きます。



その他の補足情報

〈用語の意味〉 このパンフレットで使用している用語の意味は、次のとおりです。

IT ユーザー行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア. コンピュータシステムの所有・使用・管理。ただし、他人のためのコンピュータシステムの所有・使用・管理を除きます。 イ. アのコンピュータシステムを使用して行うプログラム・データの提供（記名被保険者が所有・使用・管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。）。ただし、プログラム・データ自体を記名被保険者の商品・サービスとして他人に提供する場合を除きます。
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主とする目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁気的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
他人のためのコンピュータシステム	記名被保険者が他人のために開発・販売・提供するコンピュータシステムをいいます。ただし、記名被保険者の広告・宣伝またはその商品・サービスの販売・利用促進のみを目的として他人に提供するアプリケーション・ウェブサイト等であって、そのすべてを無償で利用させるものを除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為

費用損害担保部分

〈その他事故対応費用について〉

- 人件費
セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用
- 交通費・宿泊費
セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費
- 通信費・コールセンター委託費用等
セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、「個人情報漏えい通知費用」に規定するものを除きます。
- 個人情報漏えい通知費用
個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用
- 社告費用
新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。
- 個人情報漏えい見舞費用（*1）
公表等の措置（*2）により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用（ア）見舞金（イ）金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用（ウ）見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）
- 法人見舞費用
セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置（*2）によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。
- クレジット情報モニタリング費用（*1）
セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用
- 公的調査対応費用
セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用
(ア)弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬および、刑事案件に関する委任にかかる費用を除きます。）(イ)通信費 (ウ)記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ)コンサルティング費用（*1）
- 損害賠償請求費用
記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関する損害賠償請求を行うための争訟費用

（*1）引受保険会社の書面による同意を得て支払うものに限ります。
（*2）次のいずれかをいいます。①公的機関に対する届出または報告等（文書によるものに限ります。）②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ③被害者または被害法人に対する詫び状の送付 ④公的機関からの通報

〈相談費用について〉

- ア. 弁護士費用
弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）をいいます。ただし、次のものを除きます。
(ア)保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬
(イ)刑事案件に関する委任にかかる費用を除きます。)(ウ)記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ)コンサルティング費用
- イ. コンサルティング費用
セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）
- ウ. 風評被害拡大防止費用
風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）

個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下、同様とします。）、法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと、個人情報または法人情報以外の公表されていない情報が第三者（その情報によって識別されるものがいる場合は、その者を除きます。）に知られたことをいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。

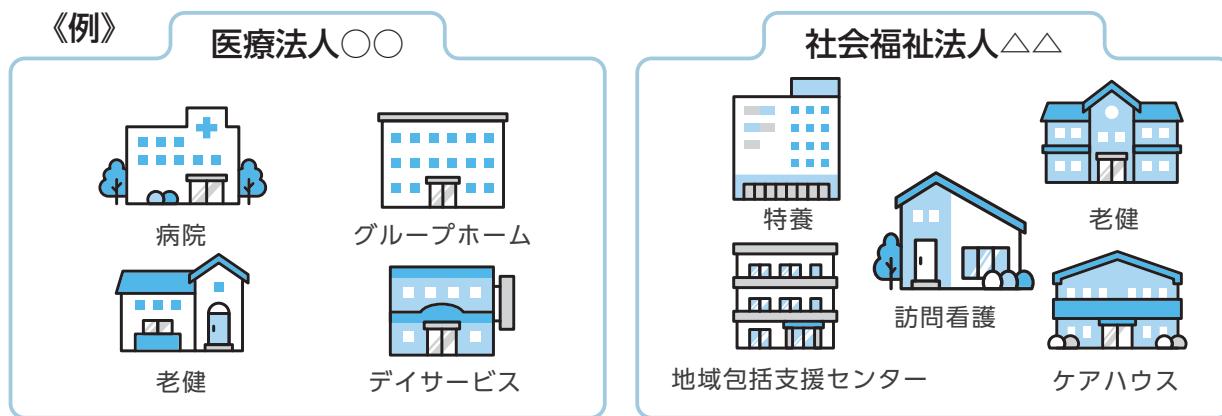
漏えいとは



対象とする範囲

●本保険で対象とする「補償範囲」

本保険は、法人全体でご加入いただく保険です。法人内の各種施設・事業所全てを補償範囲としております。



●本保険で対象とする「情報」

「個人情報」

記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(氏名のみの情報や、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。)
- イ. 個人識別符号(*)が含まれるもの
- (*)個人識別符号とは、次のものをいいます。ア.マイナンバー、イ.運転免許証番号、ウ.旅券番号、エ.基礎年金番号、オ.保険証番号、カ.アからオまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号

「法人情報」

記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。

「個人情報または法人情報以外の公表されていない情報」

記名被保険者に関する情報を除きます。

●マイナンバー制度について

マイナンバーは、従来の個人情報に比べて結び付けられる範囲が広く、とても秘匿性の高い情報であるため、取扱いに際してはマイナンバー漏えい対策を万全にする必要があります。

本保険ではマイナンバー(個人番号)は上記の「個人情報」の定義に含まれますので、マイナンバーの漏えいまたはそのおそれによる起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害、被保険者が見舞金等の費用を負担した場合に被る損害について補償することができます。



サイバーリスク総合支援サービスのご案内

サイバーリスクに関する次のサービスをご用意しております。

詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

(※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。)

1 緊急時ホットラインサービス

※2022年4月1日から、サービスの内容が一部拡大しています。

ご利用対象

サイバーリスク保険
ご加入者様限定

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、専用窓口(フリーダイヤル)で直接ご支援を実施するサービスです。

※ご利用の際は、「ご契約者名」「証券番号」を確認させていただきます。

※本サービスは被保険者の方向けです。ご契約者と被保険者が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

東京海上日動の緊急時
ホットラインサービス

24時間・365日対応(年中無休)

ブ ロ ッ ク サ イ バ イ

0120-269-318

2 情報・ツール提供サービス

ご利用対象

どなた様でも
ご利用いただけます*2

サイバーリスクに関する各種情報・ツールを
ご提供するサービスです。

「Tokio Cyber Port*2」に無料会員登録をして
いただくことで、ご利用いただけます。

※ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。

*2 東京海上日動(以下「弊社」といいます。)が運営する「サイバーセキュリティ情報サイト」です。

「Tokio Cyber Port」で検索
またはQRコードから
今すぐアクセス!



※QRコードは
(株)デンソーウェーブ
の登録商標
です。

3 サイバーソリューションナビ (専門事業者紹介サービス)

ご利用対象

どなた様でも
ご利用いただけます

セキュリティ対策にお悩みの皆様向けに、ニーズに合わせたソリューションをご案内す
るツールです。※ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。

4 サイバーリスク・モニタリングサービス

ご利用対象

補償拡充タイプ
ご加入者様限定

お客様の所有するドメインを外部から定期的にモニタリングし、特に早期に対処すべき
と考えられるセキュリティ上の課題を発見した場合にお客様に対してアラート通知を行
い、一般的に推奨される対応策について情報をご提供するサービスです。

※ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。

5 ベンチマークレポートサービス

ご利用対象

補償拡充タイプ
ご加入者様限定

米国シリコンバレーのサイバーリスク分析会社であるガイドワイヤ社との提携により、企業が
さらされているサイバーリスクの要因を様々な角度で分析した「サイバーリスクベンチマーク
レポート」をご提供するサービスです。

※本サービスのご利用には、お申込みが必要です。お申込方法につきましては、取扱代理店または弊社までご連絡ください。

※ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。

6 簡易リスク診断サービス

ご利用対象

どなた様でも
ご利用いただけます

一定のシナリオに基づいたサイバーリスクに関する想定最大損害額を簡易算出し、定量的
にリスク診断を実施します。

※ご利用には、Tokio Cyber Portへの無料会員登録が必要です。



保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由等によって生じた損害に対しては
保険金のお支払いはできません。※一部抜粋

[共通]

- 保険契約者または被保険者の故意
- 保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合
 - ア. 国際連合の決議に基づく制裁等
 - イ. 欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
 - ウ. アまたはイ以外の制裁等
- 次の事由
 - ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変または暴動
 - イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家間与型サイバー攻撃
 - ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家間与型サイバー攻撃
 - (ア) 重要インフラサービスの利用、提供または維持
 - (イ) 安全保障・防衛
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
- 保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その事由
- 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行為
- 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行われた行為
- 他人の身体の障害
- 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- 人工衛星またはこれに搭載された無線設備等の機器の損壊または機能障害
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- 被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- 所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
- 被保険者の支払不能または破産
- 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
 - ア. 人格権・著作権などの侵害(情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。)
 - イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれによる知的財産権の侵害
- 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- 記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- 被保険者の資金決済に関する法律に規定する暗号資産交換業の遂行に関連する事由

等



Q

どうして施設単位で加入できないのですか?

A

情報は当該施設だけではなく法人内で共有している、また共有しうるものであるため、法人全体で本保険にご加入いただくなとをおすすめさせていただきます。

なお、皆様より多くのご希望をいただき、介護老人保健施設総合補償制度に施設単位でご加入いただける補償を新設しました。

Q

地方自治体立の施設はどうすればよいのですか?

A

地方自治体立の施設は原則、地方自治体単位での引受けになります。情報の管理体制などケースによって異なる対応となりますので、別途ご相談ください。

Q

マイナンバーを漏えいした場合に
科される罰金は情報漏えい損害補償制度で
補償対象となるのですか?

A

本制度で補償しているのは「法律上の損害賠償責任(被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済として支出)」ですので、罰金はこれに該当しないため対象外です。

Q
A

マイナンバーだけが流出した場合でも
補償対象になりますか?

Q
A

マイナンバーが単体で漏えいした場合には、それがマイナンバーであることが確認できる場合には補償の対象となります。マイナンバー自体は単なる12ケタの番号であるため、それがマイナンバーだと判断できない場合には、個人情報には該当しないため、対象外となります。

Q
A

データの盗難、または紛失は
補償の対象となるのか?

Q
A

被保険者が使用または管理する磁気ディスク等の盗難・紛失等によって情報が「漏えい」した(被害者以外の第三者に情報が知られる)、または、漏えいした“おそれ”がある場合に補償されます。「情報が第三者に知られた、またはそのおそれがあるかどうか!」については、事故が発生した際の磁気ディスク等のパスワード設定状況等により個別事案毎に判断することになります。例えば、盗難された磁気ディスクが非常に複雑なパスワード設定がされていて第三者が当該データを見ることが不可能であるような場合には、お支払の対象とならない場合もあります。

Q
A

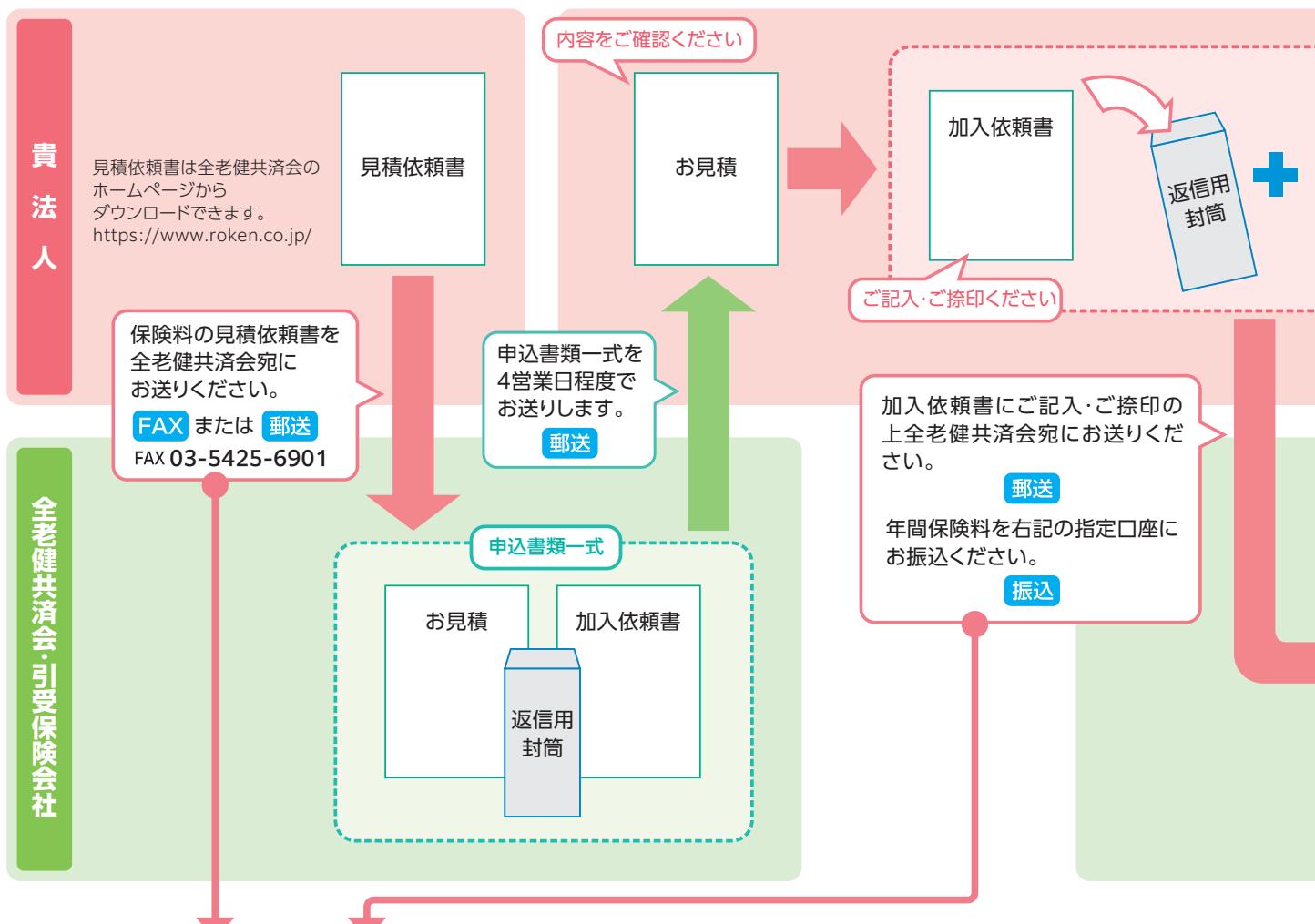
保険料は
いくらになるのですか?

本保険の保険料は、事業規模をあらわす病床数や年間売上高によって個別に計算されますので、保険料算出基礎数字をご連絡ください。個別にお見積りさせていただきます。

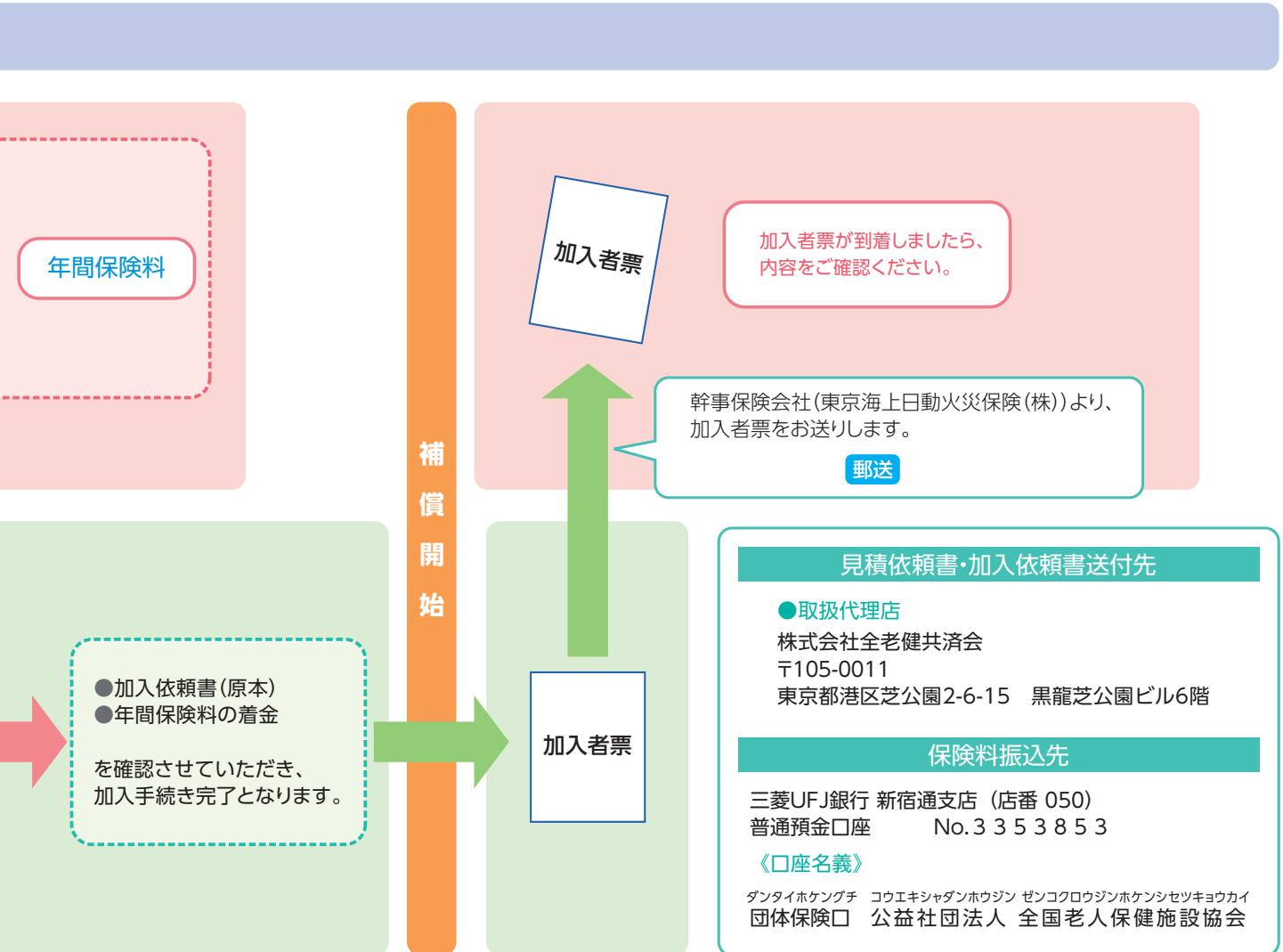


本制度の手続き要領

○ご加入方法・お手続きの流れ



	見積り依頼締切	加入手続締切	補償の開始	保険の終了	保険料
中途加入	2026年2月20日	3月13日	4月1日午後4時	2027年4月1日 午後4時	1年分
	4月3日	4月20日	5月1日午前0時		1年分×11/12ヶ月
	5月8日	5月20日	6月1日午前0時		1年分×10/12ヶ月
	6月5日	6月19日	7月1日午前0時		1年分×9/12ヶ月
	7月3日	7月17日	8月1日午前0時		1年分×8/12ヶ月
	8月7日	8月20日	9月1日午前0時		1年分×7/12ヶ月
	9月4日	9月18日	10月1日午前0時		1年分×6/12ヶ月
	10月9日	10月20日	11月1日午前0時		1年分×5/12ヶ月
	11月6日	11月20日	12月1日午前0時		1年分×4/12ヶ月
	12月4日	12月18日	2027年1月1日午前0時		1年分×3/12ヶ月
	2027年1月8日	1月20日	2月1日午前0時		1年分×2/12ヶ月
	2月5日	2月20日	3月1日午前0時		1年分×1/12ヶ月



●年度更新・年度加入の場合

中途加入も可能です。期間途中でご加入される場合の締切、補償期間、保険料は左表の通りとなります。
(締切日が土・日・祝日の場合は、前営業日が締切となります。)

注) 左記締切日までに必ずお手続下さい。加入依頼書原本の到着、保険料の着金をもって、加入手続き完了となります。
手続きが締切日に間に合わなかった場合は、補償の開始日が遅れることがありますのでご注意願います。

ご加入にあたってのご注意点

- ご加入の単位は、全老健正会員施設が属する法人単位です。
 - 施設単位での加入ではありません。正会員施設を含む法人全体でのご加入となります。
 - 一部の施設・事業所を除外しての加入は出来ません。
- 保険料は、貴法人の最近の会計年度の売上高等を保険料算出基礎数字として算出いたします。
 - 自動更新は出来ません。
 - 更新加入の場合でも、保険料の再見積りと更新加入手続きが必要です。
 - ご申告いただいた売上高等が把握可能な最近の会計年度の売上高等に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減することになりますのでご注意ください。
- 地方自治体が運営する施設の方は、別途ご相談ください。



その他のご注意点

1. 告知義務:加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
2. 補償の重複に関するご注意:補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。
3. 通知義務:ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。
4. 他の保険契約等がある場合:この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
5. 委託先事業者が情報を漏えいした場合には、引受保険会社は代位求償権行使する場合があります。
6. このパンフレットは、サイバーリスク保険(情報漏えい損害補償制度)の内容についてご紹介したもので、詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡してあります。保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。
7. 現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、すぐにご連絡ください。
8. 加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいますようお願いいたします。なお、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。加入者票が到着までの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管くださいますようお願いいたします。
9. ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には、変更日・脱退日より前にご連絡ください。その際の連絡先は本パンフレット裏表紙をご覧ください。
10. 保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、終期までは補償を継続することが可能なケースがありますので、詳細はパンフレット記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
11. 加入内容変更をいただいたから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。
12. 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
 - ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合
13. ご加入の取消し・無効・重大な事由による解除について
 - (1) ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
 - (2) ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
 - (3) 以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合等
14. ご加入者と被保険者が異なる場合
ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。



もし事故が起ったときは

〈費用損害担保部分(訴訟対応費用、緊急対応費用を除く)〉

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

〈緊急対応費用〉

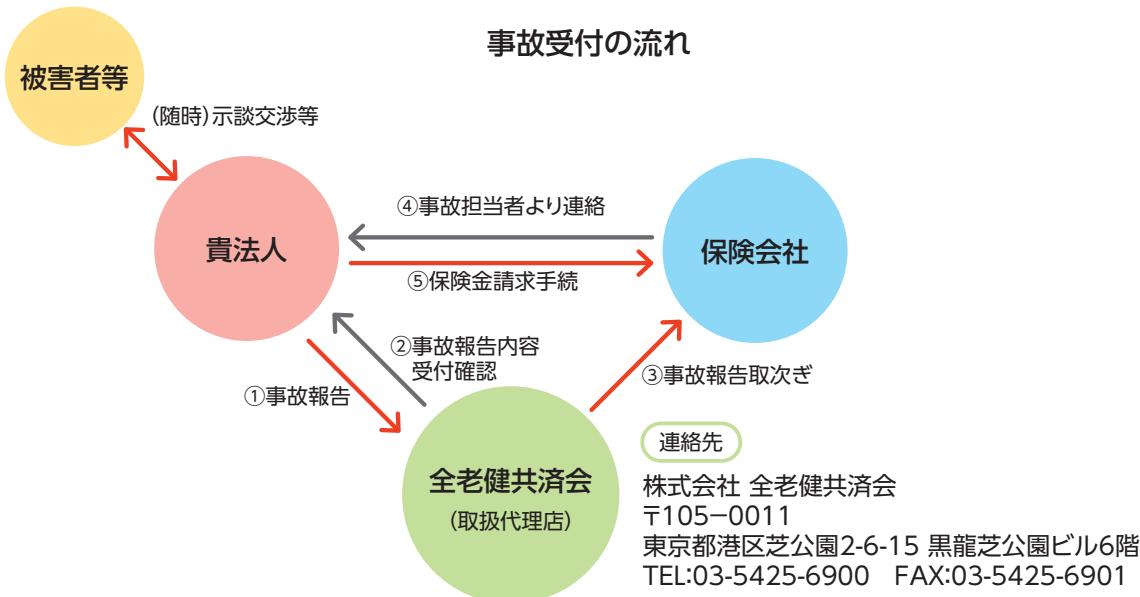
サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する（支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合を含みます。）より前に、引受保険会社（東京海上日動の緊急時ホットラインサービスを含みます。）にその事象の発生についてご連絡ください。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。なお、保険金請求にあたってはサイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要となります。

〈上記以外〉

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

〈共通〉

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。



示談交渉サービスはございません

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保

険者ご自身に、被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、被保険者側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただき、解決の申し立てを行なうことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

03-4332-5241（全国共通）

受付時間：午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始を除きます。)

※複数の保険会社による共同保険ですので、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

※保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返りい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります。）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返りい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

*保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきことされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

その他の サイバーリスク保険

介護老人保健施設総合補償制度

施設単体での加入が可能な情報漏えい損害補償制度
マイナンバー制度にも対応

オススメ ポイント

- ◎施設単体での加入が可能
- ◎申込み手続きが簡単
- ◎4パターンからのプラン選択
- ◎規模に関わらず保険料が一律&特約付帯が可能



サイバーリスク保険(情報漏えい損害補償制度)

本制度の実施要項

保険契約者	公益社団法人全国老人保健施設協会
保険期間	2026年4月1日午後4時から2027年4月1日午後4時(保険期間1年間、団体契約) ※本制度は、保険期間1年間の団体契約となります。加入資格を満たす会員の法人が上記保険期間の中途で加入する場合でも、保険満期日は同一となります。
加入資格	公益社団法人全国老人保健施設協会の正会員施設が属する法人で、同協会が加入を承認した場合に限り、ご加入いただけます。
本制度の仕組み	この保険は公益社団法人全国老人保健施設協会を保険契約者とし公益社団法人全国老人保健施設協会正会員施設が属する法人を記名被保険者とするサイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は公益社団法人全国老人保健施設協会が有します。
被保険者	・記名被保険者 ・記名被保険者の役員または使用人(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限ります。)
保険証券・ 加入者票の発行	本制度は公益社団法人全国老人保健施設協会が契約者となる団体契約のため、保険証券は公益社団法人全国老人保健施設協会宛に発行されます。各加入者に対しては、団体保険への加入を証する「加入者票」を引受保険会社のうち幹事会社から発行し、保険証券に代わる書面とします。なお「加入者票」は、4月下旬に、各加入者が加入依頼書に記載した代表者様宛に送付されます。
保険取扱代理店 (お問い合わせ先)	株式会社 全老健共済会 〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル6階 TEL : 03-5425-6900 FAX : 03-5425-6901 https://www.roken.co.jp ※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、団体契約の契約者が取扱代理店と締結いただき、有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
引受保険会社及び 引受割合(共同保険)	東京海上日動火災保険株式会社 (50%) [幹事保険会社] 〈ご意見・ご相談〉 医療・福祉法人部 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL : 03-3515-4143 損害保険ジャパン株式会社 (25%) 医療・福祉開発部 第二課 〒100-8965 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL : 03-3349-5137 FAX : 03-6388-0154 三井住友海上火災保険株式会社 (25%) 公務第二部 営業第一課 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL : 03-3259-3017 FAX : 03-3293-8609